

別表十二(十)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

() 円

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設 解体準備金の金額	18	
積立期間	2	昭平 平	翌		
当期積立			解体費用を支出した		
当期末の解体費用見					
積立限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5		その他の場合による 益金算入額	21	
前期以前の損金 算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		計 (19) + (20) + (21)	22	
前期以前の積立限度 超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23	
前期以前の累積限度 超過取崩額の合計額	8		期末原子力発電施設 解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24	
計 (6) + (7) - (8)	9		貸借対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金	25	
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		差引 (25) - (24)	26	
積立限度超過額 (3) - (10)	11		貸借対照表の取崩不足額 (22) - ((3) - ((25) - 前期の (25)))	27	
累積限度基準額 (5)	12		当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28	
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	13		前期末における差額 (前期の(26))	29	
益金算入額の合計額	14				
前期以前の累積限度 超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)	15				
差引原子力発電施設 解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16				
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17				

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第57条の4第1項」

② 「区分番号」欄: 「00197」

③ 「適用額」欄: 当該別表十二(十)「23」欄の金額(円単位)

別表十二(十)
平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分